

新規開講 法律・判例だけでなく実務対応を学ぶ

労働重要問題実務対応総合講座

働き方改革関連法施行を踏まえた労務管理・安全衛生管理の実務対応について

4つの労働問題の実務対応策を

就業規則の作成・整備



労働時間対策の実務



同一労働同一賃金の実務対応



過重労働健康障害防止の実務対応



4人の労働実務専門家が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・
半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

2019年度 労働重要問題実務対応総合講座 ご案内

長時間労働の是正と非正規労働者の不合理な待遇差禁止等を柱とする、“戦後最大の大波”となる働き方改革関連法が、2019年4月1日から順次施行され、企業には改正法への対応と、働き方改革実現のため多くの対策の実施が必要となります。

このような法改正への対応策構築のため愛知県下各労働基準協会では、東京の著名弁護士を講師とした対応セミナー、また、当地の労働専門弁護士を講師とした年5回の労働トラブル防止総合講座等を開催してまいりました。

しかし、企業が実施すべき労務管理・安全衛生管理は幅広く、法令、判例だけでなく対応のための実務対策についての手法を習得したいとの要望が、講習・セミナーの参加者より多数寄せられています。

そこで労働分野で活躍し実務にも明るい、医師、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント等の幅広い専門家に、当該年度に企業が直面する労働の重要問題への実務上の対応策をお聴きする、全4回の「労働重要問題実務対応総合講座」を本年度より新規開催します。

2019年度の内容は下記のとおりですので、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。

- **会場** ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4丁目4-38
- **日程** 7月・9月・11月・1月 計4回
- **時間** 午後1時30分～午後4時30分
- **対象** 労務人事・安全衛生部門責任者、担当者
社会保険労務士等の労働専門家
- **総括テーマ** **働き方改革関連法施行を踏まえた
労務管理・安全衛生管理の実務対応について**

実務対応のための講座です



第1回 2019年7月23日(火)

働き方改革関連法対応を含めたトラブル防止のための 「就業規則の改訂・整備」

那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎 友就 氏

就業規則は企業のサービス、労働条件を定めた、“企業の法律”とも言えるもので、企業と労働者の権利・義務を定めており、その内容が合理的なものであれば、労働者はその規定に従う義務があります。

労働トラブルの種とも防止策ともなる就業規則



就業規則を適正に整備し、その規則を労使が理解し、守り、誠実にその義務を果たすことにより、大半の労使紛争は未然に防止することが可能です。

しかし、就業規則が労使で解釈が異なる曖昧な規定であった等の未整備、労働者への未周知・未徹底により、労働トラブルが発生した事例も数多いです。

今後施行される働き方改革関連法も、就業規則にどのように規定を記載し、労働者にこれを守らせるかが、円滑な対応の第一歩となります。

企業を支えるには“人(労働者)”であり、それを束ねるのが“労務管理”であり、その基礎となるのが“就業規則”です。企業発展のための就業規則の改訂・整備を学んでください。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士として数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議会員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改訂を行う。

働き方改革関連法対応と企業繁栄のための

「労働時間対策の実務」

一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長
 特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬 高 司



【講師プロフィール】

名北協会の業務を統括管理し、数多くの講演、労働相談を行う。長年国の労働時間事業のアドバイザーを行い、最近では労働時間対策の企業出張講演も多い。労働基準協会の社労士受験講座主任講師(労働基準法担当)、労働実務専門講座基礎法令コース(労働基準法)・就業管理コース(労働時間)、労働時間研修の講師を担当。基準協会の関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。

労働時間管理は労務管理の中核を占め、企業の繁栄と労働者の幸福に直結し、長時間労働が少子高齢化の原因の一つともなっており、日本の将来にも関わる国民的課題でもあります。

労働基準関係法違反の46%が労働時間関係



是正勧告を
交付します。
期日までに
改善し報告
下さい。

このような問題への対応のため、今般、労働基準法等が改正され、時間外労働の上限規制、有給休暇取得義務化等の、様々な労働時間対策が実施されます。

この改正は企業の業務推進に大きな影響を与えるため、大半の企業が労働時間の改善に取り組んでいます。大きな成果を得られない場合が多いのが現状です。

その原因として、第一に労働時間規則の未整備、未徹底と、さらには経営者、労働者の意識、慣習によるもの、第二に業務と労働力とのミスマッチと、ムリ・ムダ・ムラが多く生産性の低い業務推進によるものがあります。

企業に有効な労働時間改善を行うには、経営者、労務部門だけでなく、現場管理者、全社員も一体となる、業務の見直し、改善等の取り組みが必要です。

働き方改革関連法・同一労働同一賃金を踏まえた

「非正規労働者の職務区分と待遇設定」

朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士
 一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室長 藤原 朋子 氏



【講師プロフィール】

労働基準協会主催の社会保険労務士試験受験対策講座(派遣法・パート労働法・労働契約法を含む労働保険一般常識担当)、労働実務専門講座就業管理コース(派遣法等の雇用関係法研修・パート労働法等の雇用均等法研修・労働契約法等の労働関係法研修を担当)。企業出張教育、講習会。セミナーの講師を数多く行う。また、名北労働基準協会労働相談室長として、多くの労働相談を行う。

非正規労働者は全労働者の中で37.3%に増加しており、企業を支える重要な戦力です。今回の労働者派遣法の改正とパート・有期雇用労働法の施行は、非正規労働者の不合理な待遇差を禁止するも

約4割を占める非正規労働者の待遇問題



働き方に
合った待遇を！

ので、正規労働者とパート労働者、定年後の再雇用者、派遣先と派遣労働者の間に大きな待遇差があるのが現状で、企業の人材活用を大きく変えるものとなります。

非正規労働者の賃金は正規労働者の6割程度といわれており、今回の改正は同一労働同一賃金の実現を目指すもので、待遇に差がある以上正規労働者と同じ仕事を非正規労働者に行わせることはできません。

まず、自社の労働者の種別を区分し、賃金・手当・賞与・退職金の有無・支給額と、業務内容・責任の度合い、昇進や転属転勤等の人材活用の仕組みを調べ、不合理な待遇差がある場合は解消する必要があります。

不合理な待遇差を認めない裁判例も多く、非正規労働者の適正な職務区分と待遇設定を考えます。

働き方改革関連法・過重労働対策強化下の

「過労死・過労自殺等の過重労働による健康障害防止のための実務対応」

大同特殊鋼 株式会社 統括産業医 斉藤 政彦 氏

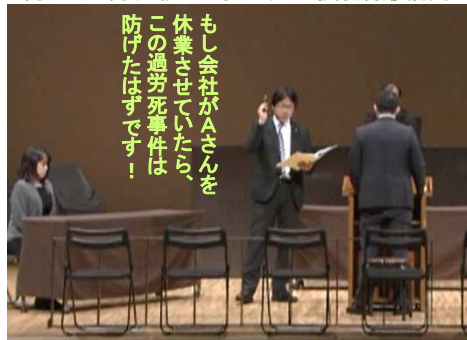


【講師プロフィール】

産業医科大学卒業。大同特殊鋼(株)星崎工場産業医を経て現在は大同特殊鋼(株)統括産業医。日本産業衛生学会理事、同産業医部会会長、産業医科大学産業衛生教授。メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止等の企業の健康管理に関する講演も数多く手がけ、労働基準協会が行う労働トラブル防止総合講座、労働問題総合対策講座特別講演等の講師も担当。

過労死・過労自殺等の過重労働による健康障害は、労働裁判の高額判決・和解の10の事例の9事例を占め、企業は1億円を超える賠償を行い、裁判の事件名に企業名が付けられ、社会的信用も失います。

過労死・過労自殺は2億円近い損害賠償請求も



もし会社がAさんを休業させていたら、この過労死事件は防げたはず！

このような不幸な事例を防止し、労働者の健康を守るために、働き方改革関連法では、時間外労働の上限を設け、労働時間の把握の義務化、健康障害防止措置の拡充を行っております。特に実効ある健康確保措置の実施を図るため、産業医の活動環境の整備を行い、産業医への情報提供の充実・強化、産業医の活動と衛生委員会との関係強化が行われます。

また、過重労働による健康障害から労働者を守るためには、法令遵守のみならず企業に課された安全配慮義務を果たすことも必要です。

過重労働とならないよう労働時間・労働密度・人員配置に配慮し、労働者の健康状態を把握し、不調者を早期に発見し、勤務軽減・作業転換・休業措置を取り、治療を受けさせることが必要です。

必要となる対策の実務を総合的に学びます。

定員 100名(各回定員になり次第締め切ります)

費用 会員 1回 6,200円 4回 20,830円 (3,970円割引)
 非会員 1回 8,200円 4回 27,550円 (5,250円割引)
 いずれも資料代・税を含みます。消費税改正時は、改正以降のお申し込みの1回の会費は変更となる場合があります。

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
 電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

電車の場合

- JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
- ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ◎名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル 名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

お車の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分 駐車場 123台収容



申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。		

2019年度 労働重要問題実務対応総合講座 申込書(コピー可)

事業場名		TEL	()	—
		FAX	()	—
事業内容		労働者数		人
所在地	〒			
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)	
			<input type="checkbox"/> 4回とも <input type="checkbox"/> 7月23日 <input type="checkbox"/> 9月26日 <input type="checkbox"/> 11月12日 <input type="checkbox"/> 1月16日	
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)	
			<input type="checkbox"/> 4回とも <input type="checkbox"/> 7月23日 <input type="checkbox"/> 9月26日 <input type="checkbox"/> 11月12日 <input type="checkbox"/> 1月16日	
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先
				受講者・担当者(部署名) 様

※会員番号 名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

会員番号※